

アスファルトコンクリート合材混合所指定基準の運用について

工場指定基準に定める、アスファルトコンクリート合材混合所の指定基準については下記により運用する。

1 指定基準第3条（品質）について

- (1) アスファルトコンクリート合材は、出荷日ごとに日常管理試験をおこなうと共に、6ヶ月に1回定められた試験項目について試験を実施しなければならない。

2 指定基準第4条（混合所）について

- (1) 再生アスファルトコンクリート合材を製造する工場は、必ず茨城県産のアスファルト再生骨材を使用しなければならない。

(2) 製造設備について

工場は、製造設備の申請について少なくとも、次の事項を記載していなければならない。
(アスファルト混合所便覧、舗装再生便覧に添うこと。)

- 1) プラントの形式、名称、能力
- 2) 製造フロー図(製品別)
- 3) 骨材供給設備
 - ① 骨材貯蔵装置(方式、容量、粒度区分、設置個数など)
 - ② コールドビン(個数、容量)
 - ③ フィーダ装置(方式、設置個数)
 - ④ 制御装置(方式)
 - ⑤ 計量装置(方式)
- 4) 本体設備
 - ① 骨材投入装置(方式)
 - ② ドライヤー、加熱、燃焼装置
 - ③ ふるい分け装置(方式)
 - ④ ホットビン(容量、個数)
 - ⑥ 計量装置(方式)
 - ⑦ ミキサー(容量)
- 5) アスファルト貯蔵設備(方式、容量、設置個数)
- 6) 石粉貯蔵設備(方式、容量、設置個数)
- 7) 燃料貯蔵設備(容量、設置個数)
- 8) 制御機器(方式)
- 9) 管理機器(温度記録方式、重量記録方式)
- 10) 集塵装置(方式)
- 11) 混合物の貯蔵設備(方式、容量、設置個数)
- 12) トラックスケール(方式、秤量)
- 13) 公害防止対策施設
- 14) その他

(3) 品質管理責任者について

工場においては、アスファルト合材協会又は、(一財)茨城県建設技術管理センターにおいて品質管理実務研修を修了した品質管理責任者を置かなければならない。

(4) 試験設備について

工場は、次の試験設備を有していなければならない。

- 1) 試験室 必要な試験設備が配置可能でかつ品質管理試験が実施できる面積
- 2) 骨材のふるい分け試験設備[ふるい、計量器(感量0.1g)、乾燥機(70℃程度以上)等]
- 3) 骨材の密度試験設備
- 4) 混合物の密度試験設備
- 5) マーシャル安定度試験設備
- 6) 混合物の抽出試験設備
- 7) アスファルト回収装置、針入度試験設備(再生合材のみ)

(5) 申請製品の試験表及び結果について

工場は、事前協議後において「舗装設計施工指針」、「舗装再生便覧」、「茨城県土木部企業局土木工事共通使用書」にある品質を確保するため、品質管理試験を約1年間程度実施し、その結果を申請時に提出しなければならない。

* 試験方法はJISまたは舗装試験法便覧によって行うこととする。

1) 材料

骨材の試験

新材	密度及び吸水率試験	(1回以上/6ヶ月)
	すりへり減量	(1回以上/6ヶ月)
	単位容積質量の測定	(1回以上/6ヶ月)
	骨材の粒度測定	(1回以上/6ヶ月)
	粘土塊量(天然骨材のみ)	(1回以上/6ヶ月)
	骨材の安定性試験	(1回以上/6ヶ月)
	フィラーの水分、粒度測定	(1回以上/6ヶ月)

再生

	アスファルト量測定	(出荷日毎)
	粒度測定	(出荷日毎)
	微粒分量	(1回以上/月)
	針入度試験	(1回以上/6ヶ月)
	最大密度試験	(1回以上/6ヶ月)

アスファルト類

	針入度試験	(1回以上/月)	品質試験表
	軟化点試験	(1回以上/月)	"
	引火点試験	(1回以上/月)	"
	伸度試験	(1回以上/月)	"
	蒸発質量変化率試験	(1回以上/月)	"
	トルエン可溶分試験	(1回以上/月)	"
	密度試験	(1回以上/月)	"

再生アスファルト類

	針入度試験	(1回以上/月)	品質試験表
	軟化点試験	(1回以上/月)	"
	引火点試験	(1回以上/月)	"
	伸度試験	(1回以上/月)	"
	トルエン可溶分試験	(1回以上/月)	"
	薄膜加熱質量変化率	(1回以上/月)	"
	薄膜加熱針入度	(1回以上/月)	"
	密度試験	(1回以上/月)	"
	再生用添加剤の品質	(品質証明書)	

2) 配合

	各種混合物ごとの配合設計	(1回以上/6ヶ月)
	(試験練り時の空隙率, 飽和度, 安定度, フロー値等)	

3) 混合物

	ホットビンの骨材粒度試験	(3回以上/月)
	混合物温度測定(練り落とし)	(記録)
	アスファルトの温度測定	(記録)
	混合物のアスファルト量抽出試験	(1回/日)
	混合物の粒度試験(抽出後)	(1回/日)
	混合物の基準密度	(2回/日)
	ホイルトラッキング試験	(耐流動用混合物の場合)
	針入度試験(再生合材のみ)	(1回/月)
	骨材の配合率	(記録)

(6) 品質管理基準について

1) 材料については、試験結果が、すべて「舗装設計施工指針」、「舗装再生便覧」、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」及び社内規格に適合していなければならない。

2) 混合物の温度, アスファルトの温度測定値は社内規格値の下限値を下回らないこと。

(7) 社内規格について

工場は、少なくとも以下の内容を社内規格に定め、その定めによって管理されなければならない。

- 1) 総則
- 2) 製品規格規定
- 3) 原材料管理規定
- 4) 作業標準規定
- 5) 設計配合規定
- 6) 品質管理規定
- 7) 試験管理規定
- 8) 設備管理規定
- 9) 出荷規定
- 10) 安全管理規定
- 11) その他

注) 規格の名称は、工場ごとの名称でよい。

3 指定基準第6条（指定）について

(1) 指定申請（新規）については、別図1のとおりとする。

4 指定基準第7条（変更）について

(1) 変更申請・変更報告区分については、別表1のとおりとする。

(2) 試験及び製造設備の改築に伴う変更申請については、別図2のとおりとする。

付 則

この運用は、平成26年 9月 1日から適用する。

この運用は、令和 3年 4月 1日から適用する。